

## 水戸市情報公開・個人情報保護審査会告示第2号

水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年水戸市条例第45号）第14条の規定に基づき、平成29年11月16日付け情個審答申第2号に係る答申の内容を公表する。

平成29年11月21日

水戸市情報公開・個人情報保護審査会

会長 古 屋 等

### 答申の内容の公表

#### 1 審査会の結論

- (1) 泉町1丁目北地区市街地再開発事業に関する地元権利者（地権者、借地権者、借家権者）との交渉経過及び駐車場予定権利者との交渉経過の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、別表第1に掲げる文書を特定し、その一部を不開示とした決定について、別表第2から別表第4までに掲げる部分を不開示としたことは妥当でなく、当該部分について開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。
- (2) 平成27年11月17日後の記録について、不存在を理由として開示しなかったことは、妥当である。

#### 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年7月6日付けで水戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、水戸市長（以下「実施機関」という。）に対し、本件開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求について平成28年7月19日付けで同年8月4日まで開示決定等の期間の延長を行った。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として別表第1に掲げる文書（以下「本件開示文書」という。）を特定し、平成28年8月4日付けでその一部を不開示とした部分開示決定をした。
- (4) 平成28年8月4日付けの部分開示決定において不開示とした情報が多岐にわたるため、審査請求人に対し当該不開示とした情報に関する説明を数度にわたり行うとともに、その一部を見直したため、前号の決定を取り消し、平成29年2月7日に本件開示文書の一部を不開示とした決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで審査請求人に部分開示決定通知書を送付した。
- (5) 審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年5月8日付けで審査請求書を提出した。
- (6) 実施機関は、平成29年6月2日付けで弁明書を作成し、同日付けで審査請求人に送付した。
- (7) 実施機関は、平成29年6月2日に本審査会に諮問した。

#### 3 審査請求人の主張

- (1) 趣旨 審査請求書別紙1から4までに記載された不開示部分の開示及び平成27年11月17日後の記録について開示を求める。
- (2) 理由 審査請求人の主張は、審査請求書、反論書及び意見陳述において述べられた内容によると、おおむね次のとおりである。
  - ア 審査請求書別紙1から4までに記載された部分が開示されないこと及び平成27年11月17日後の交渉記録が開示されないことについて、条例第7条の不開示理由は厳格かつ厳重に制限すべきであるが、本件処分はこれを恣意的かつ拡大解釈しており、条例第1条の目的に適合しておら

ず、条例第3条の責務にもとるもので、市民の正当な権利行使を制限するものである。

イ 平成27年11月17日後の交渉記録について、実施機関から地権者等への訪問、説明、交渉及び協議は泉町1丁目北地区再開発準備組合で行っているとの説明があったが、行政管理上、水戸市に相応の記録が保存されていることは十分に推認でき、不開示は不当である。

ウ 平成28年3月29日後の準備組合との協議内容等について、開示していないことも不当である。

エ 不開示の理由として、個人に関する情報、法人等の内部に関する情報及び公にすることにより業務の遂行に支障を及ぼす情報を挙げているが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1項において個人に関する情報について、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除くとしており、個人に関する情報全てを不開示とするのは失当である。

オ 公にすることにより業務の遂行に支障を及ぼす情報の不開示の理由として、交渉当事者間で形成した信頼関係が害される、詳細かつ率直な意見を出しにくくなる、交渉が円滑に進まない可能性がある等としているが、地権者等の氏名及び個人を識別できる情報は不開示となっており、交渉相手の特定はできないため、信頼関係が害されること及び詳細かつ率直な意見を出しにくくなることは予見できず、また、交渉が円滑に進まない可能性を水戸市が危惧するのは、水戸市の一方的な考えであり、地権者等にとって円滑に進まないことが不利になると断定することも予見することはできない。

カ 公にすることにより業務の遂行に支障を及ぼす情報について、どのように支障を及ぼすおそれがあるのかを具体的に明示すべきである。実施機関は、市民会館計画と一連の事業の遂行についての疑問、不安、不満、見直し、反対等の意見を公にすることにより業務の遂行に支障を及ぼす情報と考えていると推認できる。これは条例第1条の市政への市民参加の推進及び条例第3条の行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用することに反している。

キ 平成27年11月17日後の交渉記録が開示されないのは、不当である。同日を境に地権者等との交渉を準備組合が行うように切り替わったかの説明はなく、経過及び理由も明らかにされていない。また、水戸市を外して準備組合のみが地権者等と交渉していることはありえず、市議会・市民会館整備特別委員会の同月以降の報告及び議論においても、それまで同様水戸市が主導的に地権者等と交渉していることは明らかで、地権者等との交渉記録を水戸市が保有していると考えるのが妥当であって、報告書等を作成していないことや準備組合からも当該記録の提出を受けていないとの不開示理由は虚偽である可能性が高い。

ク 交渉記録の中で水戸市の意見は、個人に関する情報として特定されるものを除き、全て開示すべきである。水戸市民会館計画は、総事業費313億円と巨額であって、その財源は、水戸市民の税金及び水戸市民を含む国民の税金であるから、市民の生活権及び財産権に関する重要事項である。条例第7条第2号においても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報と具体的に例示し、個人の権利利益を害するおそれのある情報の例外規定を設けており、この趣旨に従い、最大限の情報公開をすべきである。

ケ 水戸市が約1,000億円をかけて行う4大プロジェクトについて27万都市の水戸市においてこれだけの規模のものが必要か疑問であり、納税者としてもものを言いたい市民が多い。新市民会館については、土地の問題として周辺を更地にしないと新市民会館を建てられないが、周辺には営業している方も多いということで非常に困難な事業であると思っており、金額的にも総事業費が

313億円の税金がかかるものであり、税金の無駄であると考えている。

コ 条例第7条ただし書については、アからウまでに該当する情報は個人に関する情報であっても公開すべきであると解釈しており、特に市民の関心の強い問題について市民に対し極力情報公開をする義務があると考えている。

#### 4 実施機関の主張

- (1) 本件処分において不開示とした情報に特定の個人を識別することができる氏名、住所、続柄、家族構成、性別、電話番号、所有する土地等の所在、家屋番号、勤務先の情報等が記載されており、これらの情報は、それ自体で特定の個人を識別ことができ、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報に該当するものであり、条例第7条第2号に該当するものであり、恣意的かつ拡大解釈しているものではない。
- (2) 本件処分において不開示とした情報に法人等の名称、住所、電話番号、所有する土地及び建物の所在が分かる情報並びに業種の情報がありこれらを公にすると既に開示している部分の内容が当該法人等と市の交渉の内容であることが明らかになること及び公にされていない当該法人等の営業に関する情報、財産に関する情報等が明らかになることから、当該法人等の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第7条第3号に該当するものであり、恣意的かつ拡大解釈しているものではない。
- (3) 一般的に用地交渉は地権者等と担当者が繰り返し意見を交わすことによって信頼関係を形成しつつ進められるものであり、また、交渉当事者以外にはその内容が知られないことを前提として詳細かつ率直な意見が交わされるものであるため、仮に事後的であっても交渉の内容が明らかになるとすると、それまでに交渉当事者間で形成した信頼関係が害されるとともに、交渉当事者が交渉内容の公開を意識し、詳細かつ率直な意見を出しにくくなり、交渉が円滑に進まない可能性があることから、将来の同種の交渉に係る事務・事業に支障が生じるものと考えられ、条例第7条第6号に該当するものであり、恣意的かつ拡大解釈しているものではない。
- (4) 本市が行った泉町1丁目北地区市街地再開発事業に関する地権者等との交渉記録は、市の担当者のみ、あるいは、準備組合と一緒に地権者等と交渉した際において、交渉を行った担当者の判断において記録を作成してきたものである。平成27年11月17日後の交渉については、交渉を行った担当者が個人の記録として作成した文書はあるものの当該文書を実施機関で報告書等として用いていないことから同日後の交渉に係る報告書等は作成しておらず、また、準備組合からも当該記録の提供を受けていない。そのため、本市が保有する文書は全て条例に基づき開示している。
- (5) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律は、同法第2条第1号に規定する実施機関及びその保有する行政文書に適用されるものであり、本市はその適用の対象外である。
- (6) 本件処分について、条例第1条に掲げる市民に対して説明する責務を全うされるよう十分に配慮するとともに、条例第3条の規定に基づき行政文書の開示を請求する権利を十分に尊重しながら、個人に関する情報については最大限に保護するよう遵守して行っているものであり、当該判断に当たり事実誤認等は認められず、適切に判断したものであるから、本件処分に違法・不当な点はなく、本件処分に係る審査請求には理由がない。

#### 5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の理念にのっとり、及び市民の知る権利に対する意識の高まりを受け、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「市の保有する情報の一層の公開、市政への市民参加の推進及び市民の信頼の確保を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政の公正で民主的な発展に寄与することを目的」として制定されたものであるから、原則公開の理念の下に、条例第7条において同条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）の範囲については厳格に解釈し、及び運用しなければならない。

本審査会は、この原則公開の理念に基づき条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、本件開示請求に対し別表第1に掲げる文書を特定し、当該文書のうち、次のとおり、条例第7条第2号、第3号ア又は第6号に該当する情報を不開示として部分開示決定をしたものである。

根拠規定	不開示部分の概要	不開示の理由
条例第7条第2号	個人の氏名、住所、続柄、収入、所有する土地、家屋等の所在、家屋番号、面積、取得時期及び契約内容並びに改築（修繕を含む。）の内容、時期及び金額に係る情報、家族構成、親族関係、性別、印影、電話番号、FAX 番号、勤務先の名称、住所、電話番号及び Email アドレス、役職、職業、資格、健康状態に関する情報並びに交渉相手の意見のうち特定の個人を識別することができるおそれのある情報	個人に関する情報であるため。
条例第7条第3号ア	法人等の名称、住所、電話番号、所有する土地及び建物の所在が分かる情報、業種、取引先に関する情報、融資に関する情報、契約に関する情報、系列店舗に関する情報並びに経営状態に関する情報	法人等の内部に関する情報であるため。
条例第7条第6号	交渉内容（再開発事業の制度及び進捗状況に関する部分を除く。）、移転補償に係る割合、金額（単価を含む。）、土地の評価額の算定に係る情報及び移転先の土地に関する情報	交渉に係る事務に関し、公にすることにより事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。

本件処分において実施機関が不開示とした情報について、審査請求人は、条例第7条の不開示理由は厳格かつ厳重に制限すべきであり、本件処分はこれを恣意的かつ拡大解釈していると主張し、その一部の開示を求めている。審査請求人の主張のとおり、情報公開は、原則公開の理念の下、不開示情報の範囲については厳格に解釈運用すべきであり、情報の開示・不開示の判断については、

個別具体的にこれを行った上で、条例第7条各号の不開示情報に該当するもの以外のものについては、全て開示すべきであるから、本件処分において不開示とされた情報について検討する。

#### ア 条例第7条第2号該当性

本件処分において条例第7条第2号に該当するものとして実施機関が不開示とした情報のうち別表第2に掲げる部分に記載された情報については、その記載内容から当該情報自体又は他の情報と照合したとしても特定の個人を識別することができるものとは認められず、実施機関が当該情報を不開示としたことは、妥当ではない。

しかし、本件処分において条例第7条第2号に該当するものとして実施機関が不開示とした情報のうち別表第2に掲げる部分以外の部分に記載された情報については、当該情報自体又は他の情報と照合すると特定の個人を識別することができる情報である。この点、審査請求人は、水戸市民会館計画は市民又は国民の税金を財源とする市民の生活権及び財産権についての重要事項であって、特に市民の関心の強い問題であり、同条ただし書アからウまでに該当する情報については個人に関する情報であっても開示すべきと主張するが、同条本文にただし書はないため、同条第2号ただし書についてこれを検討する。同条第2号ただし書において不開示情報から同号イに掲げる情報を除く趣旨は、当該情報を非公開とすることにより得られる利益よりも、公開することにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を公開すべきとするものである。個人に関する情報については、原則として不開示であることを鑑みれば、公益が優越する場合の判断については、生命等を害する相当の蓋然性、必要性、緊急性等を総合的に判断すべきところ、水戸市民会館計画が税金を財源とした重要なものであること及び市民の関心の強い問題であることをもってしても、当該不開示とした情報のうち別表第2に掲げる部分以外の部分に記載された情報について公益上公にする必要性があるとまでは認められないため、当該情報は同号イには該当しない。また、同号ア及びウに該当する情報については、本件処分において既に開示されているものである。

したがって、本件処分において同号に該当するものとして実施機関が不開示とした情報のうち別表第2に掲げる部分以外の部分に記載された情報は、同号ただし書に規定する情報に当たらないことから、実施機関が当該情報を不開示としたことは、妥当である。

なお、審査請求人は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1項において個人に関する情報について、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除くとしており、個人に関する情報全てを不開示とするのは失当であると主張するが、同法は、同法第2条第1項に規定する行政機関について適用されるものであり、実施機関はその適用の対象外である。また、同法第5条第1項と同趣旨の条例第7条第2号の規定により、実施機関においても事業を営む個人の当該事業に関する情報は同号の個人に関する情報からは除かれているが、当該情報は法人等に関する情報として同条第3号の該当性を判断すべきものであるから、イにおいてその該当性を判断する。

#### イ 条例第7条第3号ア該当性

本件処分において条例第7条第3号アに該当するものとして実施機関が不開示とした情報のうち別表第3に掲げる部分に記載された情報は、法人等の契約の相手方の名称及び法人等に対する移転補償費に係る一般的な説明であるから、これらの情報を公にしたとしても当該法人等の正当な権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、実施機関がこれらの情報を不開示としたことは、妥当ではない。

しかし、本件処分において条例第7条第3号アに該当するものとして実施機関が不開示とした情報のうち、別表第3に掲げる部分以外の部分に記載された情報であって、法人等の名称、住所、電話番号、所有する土地及び建物の所在が分かる情報並びに業種（以下「法人等の名称等」という。）については、これらの情報によって交渉の相手方である法人等が特定され、既に公にされた情報と照合することで当該法人等の内部情報等が明らかになり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、並びに取引先に関する情報、融資に関する情報、契約に関する情報、系列店舗に関する情報及び経営状態（以下「取引先に関する情報等」という。）については、当該法人の営業活動上の秘密又は企業経営上の信用力に関するものであるといえるから、取引先に関する情報等は、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、法人等の名称等及び取引先に関する情報等がそれぞれ同アに該当すると認められることから、実施機関が当該情報を不開示としたことは、妥当である。

なお、実施機関は、本件処分において部分開示決定通知書に同アに該当する情報について法人等の内部に関する情報であるためとのみ理由を付記したものであるが、部分開示決定通知書において開示することができない部分の概要及びその理由の記載が求められる趣旨は、開示請求に対する実施機関の判断の慎重、合理性を担保し、恣意的な判断を抑制するとともに、処分理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えることにあるというべきであるから、不開示とする部分の概要及びその理由の記載は、当該趣旨に沿って行わなければならないところ、本件処分における同アに係る理由の付記は、上記の趣旨に照らして不十分であるといえる。

#### ウ 条例第7条第6号該当性

条例第7条第6号は、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれのある情報について、不開示とするものである。

審査請求人は、本件処分について、個人の氏名及び法人等の名称等交渉の相手方が特定される情報は不開示とされているため、交渉の内容が公になったとしても交渉の相手方との信頼関係が害されること及び交渉において詳細かつ率直な意見を出しにくくなることは予見できないと主張するものであるが、交渉の相手方が特定される情報を不開示とした場合であっても、交渉の内容が公にされることとなれば、交渉の内容が公にならないことを前提として交渉をしていた相手方との信頼関係が害され、又は交渉の相手方が自らの要望等が公になることを危惧して詳細かつ率直な意見を出さなくなるおそれがあることは十分に想定される。したがって、その交渉の内容、態様等によっては、相手方が特定されない情報であっても、交渉に関する情報であって公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として同号に該当するものがあるというべきである。

本件処分において条例第7条第6号に該当するものとして実施機関が不開示とした情報のうち別表第4に掲げる部分に記載された情報は、事業に関して権利者が通常抱き得る感想、制度に関する一般的な事項に関する説明等その情報が公になったとしても交渉の相手方との信頼関係が害され、又は相手方が詳細かつ率直な意見を出しにくくなる情報とはいえ、当該情報を公にすることで市の機関等が行う事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとは認められないため、実施機関がこれらの情報を不開示としたことは、妥当ではない。

しかし、本件処分において条例第7条第6号に該当するものとして実施機関が不開示とした情

報のうち別表第4に掲げる部分以外の部分に記載された情報については、泉町1丁目北地区市街地再開発事業に係る移転補償についての交渉の過程において話された補償内容に関する個別具体的な希望等であって、その内容が明らかになると交渉の相手方との信頼関係が害され、又は交渉の相手方が詳細かつ率直な意見を出しにくくなるおそれがあるため、公にすることで将来の同種の交渉に係る事務又は事業に支障が生じる情報であると認められることから、実施機関がこれらの情報を不開示としたことは、妥当である。

また、審査請求人は、公にすることにより業務の遂行に支障を及ぼす情報について、どのように支障を及ぼすおそれがあるのか具体的に明示すべきであると主張するので、前述の部分開示決定通知書において開示することができない部分の概要及びその理由の記載が求められる趣旨に照らして検討する。

本件処分において、実施機関は、部分開示決定通知書において同号に該当する部分の概要として「交渉内容（再開発事業の制度及び進捗状況に関する部分を除く。）、移転補償に係る割合、金額（単価を含む。）、土地の評価額の算定に係る情報及び移転先の土地に関する情報」、その理由を「交渉に係る事務に関し、公にすることにより事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」と記載して本件処分を行っている。当該部分の概要及び理由によれば、当該部分に具体的な交渉の内容についての情報が含まれることが了知でき、当該情報が公にされれば交渉の内容が公にならないことを前提として交渉をしていた相手方との信頼関係が害され、又は交渉の相手方が自らの要望等が公になることを危惧して詳細かつ率直な意見を出さなくなるおそれがあることは推察できるといえるから、本件処分においては、開示請求をした者がその処分理由を推知できる程度に具体的に開示することができない部分の概要及びその理由が記載されているものであり、審査請求人の主張は、同号については当たらない。

なお、審査請求人は、実施機関は市民会館計画と一連の事業の遂行についての疑問、不安、不満、見直し、反対等の意見について、当該意見が公にすることにより業務の遂行に支障を及ぼす情報に当たると考えているのではないかと主張するが、不開示情報の該当性の判断は、事業に対する賛否等に影響を受けるものではないことは言うまでもなく、本審査会が確認した結果、実施機関が不開示情報と判断した情報のうち、事業に対して否定的な意見であることのみをもって業務の遂行に支障を及ぼす情報であるとして同号に該当すると判断したものは見受けられなかった。

#### エ 本件開示請求に係る文書について

審査請求人は、平成27年11月17日後の地権者等の交渉記録については、水戸市が主導的に地権者等と交渉を行っており、行政管理上、その記録を作成し、保有しているにもかかわらずこれを不開示しないことは不当であると主張し、実施機関は職員が個人の記録として作成したメモはあるが、組織として報告書等の記録を作成し、又は取得していないから保有している文書は全て開示したものであると主張するため、本件開示請求に係る文書について検討する。

条例において開示の請求の対象となるのは条例第2条第2項に規定する行政文書であり、行政文書は、市の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、職員が組織的に用いるものとして市が保有するものであるため、個人のメモ等組織的に用いない文書を職員が保有していたとしても、当該メモ等は行政文書には当たらず、開示請求の対象にはならないものである。

本審査会は、実施機関に対し交渉の有無、記録の作成等について質疑を行い、及び実施機関が主張する職員個人が保有する文書の提出を受けて、その内容を確認した。その結果、当該職員個

人が保有する文書は、当該職員が地権者等を訪問し、交渉を行った際に当該職員個人のノート等に交渉の内容等を記載したものであることが確認され、かつ、当該ノート等は、その形態及び記載の状況から組織的に共有しているとは判断し得えなかった。前述のとおり、条例における開示請求の対象は、行政文書であり、個人のメモは含まないものである。また、その他に実施機関において平成27年11月17日後本件開示請求があった日までに地権者等との交渉に関して組織的に用いられる記録等は、作成されていないと判断せざるを得ない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

(4) 結論

以上のとおり、本審査会は、本件処分において実施機関が不開示とした情報のうち別表第2、別表第3及び別表第4に掲げる部分については、それぞれ条例第7条第2号、第3号ア又は第6号に掲げる情報に該当しないことから、これらの部分について不開示としたことは妥当でなく、開示すべきであるが、その余の部分を開示としたことは妥当であり、また、平成27年11月17日後の記録は作成されていないと判断せざるを得ないことから、同日後の記録を開示しなかったことは妥当であると判断する。

## 6 付言

本件諮問に対する結論は前述のとおりであるが、実施機関における行政文書の作成及び管理について、実施機関が地権者等を訪問した際の記録の作成を当該訪問した職員個人の判断に任せており、その結果として記録の一部が職員個人のメモとして存在するものの、組織的な記録の作成をしなかった状態は、行政の継続性、安定性の観点から、記録の整備としては不十分である。

今後においては、記録の整備を含めた行政文書の管理の適正化を十分に図ることが望まれる。

### 別表第1

協議録，会議録，会議等結果報告，交渉記録（泉町1丁目北地区関連），会議等報告，泉町1丁目北地区市街地再開発事業に関わる協力について，会議等結果報告，訪問記録，泉町1丁目北地区市街地再開発事業進捗に関する問い合わせについて及び協議等結果報告

### 別表第2

平成26年11月6日（木）am10:30, pm13:30 会議等報告書

会議等報告書の場所「1文字目から13文字目まで」，出席者の「1行目」並びに会議等の内容の1ページの「1行目14文字目から16文字目まで」，「2行目」，「3行目2文字目及び3文字目」及び「4行目から8行目まで」の部分

### 別表第3

1 平成27年10月30日（金）17:45頃～（約1時間程度） 会議等報告

会議等の概要の「26行目24文字目から30文字目まで」の部分

2 平成26年10月29日（水）17時00～ TEL 会議録

会議録の内容の「16行目5文字目から22文字目まで」，「17行目5文字目から36文字目まで」及び「25行目2文字目から38文字目まで」の部分

#### 別表第4

- 1 平成28年6月4日(土) 18:00~19:20 会議等結果報告  
会議等の内容の「11行目4文字目から12行目まで」,「13行目4文字目から41文字目まで」及び「14行目21文字目から15行目8文字目まで」の部分
- 2 平成28年4月23日(土) PM1:00~2:30 会議等結果報告(メモ)  
会議等の内容の1ページ目の「7行目38文字目から9行目まで」,「17行目39文字目から18行目17文字目まで」,「24行目から25行目まで」及び「27行目から28行目18文字目まで」並びに2ページ目の「1行目16文字目から3行目まで」の部分
- 3 平成28年2月6日(土) 14:00~16:20 会議等報告書  
会議等の概要の2ページ目の「28行目12文字目から24文字目まで」,「37行目7文字目から33文字目まで」及び「39行目」並びに3ページ目の「6行目」及び「16行目17文字目から40文字目まで」の部分
- 4 平成27年11月17日(火) 11:40頃 交渉記録(泉町1丁目北地区関連)  
交渉記録の概要の「14行目4文字目から20文字目まで」の部分
- 5 平成27年10月2日(金) AM10:00~11:15 会議等結果報告(メモ)  
会議等の内容の1ページ目の「21行目20文字目から31文字目まで」及び「22行目3文字目から27文字目まで」並びに2ページ目の「34行目」,「36行目23文字目から34文字目まで」及び「38行目から39行目まで」の部分
- 6 平成27年10月2日(金) 10:00~11:10 水戸芸術館東側駐車場の整備に関する意見交換会  
意見要旨の「7行目2文字目から20文字目まで」,「8行目18文字目から33文字目まで」及び「22行目2文字目から25文字目まで」の部分
- 7 平成27年5月13日(水) 14:00~14:50 会議等報告  
会議等の概要の1ページ目の「15行目2文字目から40文字目まで」の部分
- 8 平成27年2月12日(木) 14時~15時 協議録  
協議録の内容の「10行目3文字目から12行目5文字目まで」,「12行目28文字目から13行目まで」,「23行目10文字目から30文字目まで」,「24行目4文字目から15文字目まで」,「25行目3文字目から47文字目まで」,「29行目4文字目から18文字目まで」,「30行目3文字目から8文字目まで」及び「30行目13文字目から37文字目まで」の部分
- 9 平成26年11月22日(土) 11時~11時45分頃 交渉記録(泉町1丁目北地区関連)  
交渉記録の内容の「8行目35文字目から48文字目まで」及び「9行目3文字目から32文字目まで」の部分

- 10 平成26年11月11日(火)16時30分訪問 交渉記録(泉町1丁目北地区関連)  
交渉記録の内容の「6行目3文字目から36文字目まで」の部分
- 11 平成26年11月11日(火)16時訪問 交渉記録(泉町1丁目北地区関連)  
交渉記録の内容の「7行目1文字目から15文字目まで」の部分
- 12 平成26年11月6日(木)am10:30, pm13:30 会議等報告書  
会議等報告書の会議等の内容の2ページ目の「3行目3文字目から27文字目まで」及び「19行目4文字目から32文字目まで」の部分
- 13 平成26年10月14日(火)14時00～ 準備組合事務所(中央ビル6F)会議録  
会議録の内容の「20行目4文字目から6文字目まで」の部分
- 14 平成26年10月1日(水)PM1:00～ 会議等結果報告  
会議等の内容の1ページ目の「4行目26文字目から5行目5文字目まで」及び2ページ目の「14行目19文字目から35文字目まで」の部分
- 15 平成26年8月29日(金)9時30分 自宅 交渉記録(泉町1丁目北地区関連)  
交渉記録の内容の「17行目4文字目から32文字目まで」の部分
- 16 平成26年6月25日(水)14時30分～15時30分 訪問記録  
訪問記録の内容の「15行目から16行目まで」の部分
- 17 平成26年6月10日(火)PM2時ごろ～ 会議等報告書  
会議等の内容の「5行目19文字目から31文字目まで」及び「6行目18文字目から28文字目まで」の部分
- 18 平成26年5月29日(木)PM4:00～ 会議等結果報告  
会議等の内容の2ページ目の「34行目34文字目から35行目37文字目まで」の部分
- 19 平成26年5月19日(月)PM2:00～ 会議等結果報告  
会議等の内容の「17行目2文字目から18行目27文字目まで」,「20行目12文字目から34文字目まで」,「21行目1文字目から4文字目まで」及び「21行目11文字目から23行目まで」の部分
- 20 平成26年3月10日(月)PM2:00～ 会議等結果報告  
会議等の内容の「12行目11文字目から13行目まで」及び「17行目21文字目から18行目まで」の部分

- 21 平成 26 年 2 月 3 日（月）PM2:00～ 会議等結果報告  
会議等の内容の「14 行目 6 文字目から 25 文字目まで」, 「23 行目 6 文字目から 10 文字目まで」及び  
「23 行目 34 文字目から 40 文字目まで」の部分
  
- 22 平成 26 年 1 月 23 日（木）AM10:30～ 会議等結果報告  
会議等の内容の「6 行目 39 文字目から 8 行目まで」の部分